

「OECD 公表データとインド移転価格税制の動向について」

田中 啓介

1989年に締結された日印租税条約では、第25条3項に、「両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。」と定められています。相互協議手続き（MAP: Mutual Agreement Procedure）とは、二重課税等の租税条約の規定に適合しない課税の排除を目的とした、各国の税務当局の間で行われる協議手続のことで、具体的な協議手続きについては、経済協力開発機構（OECD: Organization for Economic Co-operation and Development）の、BEPS 行動計画（※1）項目14に規定されており、紛争解決メカニズムの効果的実施に向けての取り組みのひとつとなっています。

※1：多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS: Base Erosion Profit Shifting, 「税源浸食と利益移転」）を防ぐための対策として、2012年にOECDが定めた全15項目の行動計画

＜OECD が公表した最新の統計データ＞

経済協力開発機構（OECD）が2020年11月に発表した統計によると、2019年度の移転価格税制に関する相互協議手続きについて、日本とインドの二国間における相互協議の合意率が世界でトップに選出されました。



【OECD が公表した相互協議手続きの統計データ】
（経済協力開発機構 HP より）

移転価格における相互協議手続きが生じる事例として、例えば、海外の関連当事者との取引に対して日本の税務当局が移転価格課税を行なった場合、海外関連当事者の課税所得は取引価格に基づき計算される一方、日本側においても独立企業間価格に基づいた更生処分により課税されるため、その企業グループ全体としては、同一の所得に対する二重課税の問題が

生じます。こうした問題を排除するため、日本の税務当局が租税条約に基づき相手国の税務当局と協議を行うこととなります。当統計によると、日本は世界中で移転価格税制にかかる係争解決までの時間が最短（その他の税制においては英国が最短）です。また、インドにとって日本は4番目に手続き件数の多い条約相手国でありその合意率は世界トップである一方、日本にとってインドは手続きの件数及び合意率共に世界トップの条約相手国になっています。

＜インド移転価格税制の特長と対応策＞

インドの移転価格税制は2001年に導入され、他国同様、関連者間により発生した取引は独立企業間価格（Arm's Length Price）、つまり、非関連者同士の自由取引において適用される価格に基づいて計算されなければならないとされています。この独立企業間価格の算定方法の是非において、インド税務当局との争点になり、更生処分を受ける、また、税務訴訟に発展し、前述のとおり相互協議手続きにまで至るケースがインドは特に多いため、注意が必要です。

これらの税務リスクに対して事前にできる対応策としては、インドの税務訴訟事例を十分に研究し、最低限必要となる移転価格文書の整備はもちろんのこと、必要に応じて「セーフ・ハーバー・ルール（※2）」や「事前確認制度（APA: Advanced Pricing Agreement（※3）」などを活用することも検討に値するでしょう。

※2：事前に移転価格を所得税当局に申請・承認を得ることで3年間お墨付きを得る制度。現在、ソフトウェア開発サービス、IT アウトソーシングサービス、保証、自動車部品の製造・輸出などに適用可能

※3：関連者間取引に係る独立企業間価格やその算定方法について、事前に当局と合意することができる制度。合意が得られると、将来5年間とロールバック4年間の最長9年間で認められる。